

※黄色は，行政改革推進委員会での意見等を受けて加筆・修正した箇所です。

第七次守谷市行政改革大綱

(案)



平成 年 月制定

茨城県 守谷市

第七次守谷市行政改革大綱

はじめに

守谷市では、時代の流れを正しく見極め、時代の要請と市民の期待に応え得る行財政の確立を図るため、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の基本原則に基づき、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上に取り組んできました。

今後も、厳しい財政状況が続く中、市民ニーズの多様化や行政を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応するため、引き続き行政改革を推進する必要があることから、「第七次守谷市行政改革大綱」を策定するものです。

第1 行政を取り巻く環境

1 これまでの行政改革

本市の行政改革は、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、昭和62年に策定した「守谷町行政改革大綱」に始まります。

平成8年3月には、「第二次守谷町行政改革大綱」を策定し、これに基づき事務・事業の見直し、組織・機構の再編等を推進し、現在の行政改革の基礎が確立されました。その後、第二次大綱の基本姿勢を継承し、平成13年8月に「第三次守谷市行政改革大綱」、平成18年3月には「第四次守谷市行政改革大綱」を策定しました。

また、平成17年には、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が示されたことに伴い、平成18年に「守谷市行政改革集中改革プラン（第四次守谷市行政改革大綱において実施計画として位置付けている）」を策定し、より一層の行政のスリム化、効率化のために取組目標を設定し、行政改革を推進しました。

さらに、平成22年3月に「第五次守谷市行政改革大綱」を策定し、現在は平成25年度から平成27年度までを取組期間とする「第六次守谷市行政改革大綱」により行政改革を推進しています。

このように、本市では行政課題の解決のため、時代に即した改革の取組を進めてきました。

2 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化社会の進行

本市の年齢3区分別人口の割合は、平成27年7月1日現在の茨城県常住人口調査によると、年少人口（14歳以下）16.2%・生産年齢人口（15歳～64歳）64.5%・老年人口（65歳以上）19.3%となっており、県内44市町村中、それぞれ、第1位・第3位・第43位の順位で、年少人口割合が県内で最も高くなっています。

しかし、少子高齢化の進行に伴い、子育て支援対策費や国民健康保険・介護保険等の社会保障関係経費については、今後も増加することが見込まれます。

(2) 市民ニーズの多様化

市民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、これまでのように均一・画一的な行政サービスでは、適切に対応することが困難な状況となっています。

このため、市民、市民活動団体、事業者などの多様な主体が、地域の課題を自発的に解決できるよう、それぞれの特性を生かした役割分担による協働のよるまちづくりを推進する必要があります。

(3) 地方分権改革

地方分権改革は、国と地方自治体のあり方を対等のパートナーと位置付け、地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことを目指しています。

国では、従来からの権限移譲や事務事業の義務付け・枠付けの見直しといった課題への取組に加え、地方の発意と多様性を重視した改革を推進しており、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政運営が求められます。

第2 行政改革の推進方法

1 取組期間

取組期間は、平成28年度から平成33年度までの6年間とします。また、その内容については、社会情勢の変化等に応じて適宜見直すことができるものとします。

2 推進体制

推進体制は、守谷市行政改革推進本部及び行政改革推進本部幹事会が行政改革の方向性を定め、市民等による行政改革推進委員会が行政改革大綱及び行政改革実施計画について提言することとします。

3 行政改革実施計画

大綱を推進するため、行政改革実施計画を策定し、これに基づいて具体的に改革・改善を実施します。計画策定に当たっては、具体的な取組内容やスケジュールを定め、目標設定の数値化に努めます。

計画の実施期間は、大綱の取組期間である平成 28 年度から平成 33 年度を前後期に分けた 3 年間ずつとします。

4 進捗状況の公表

毎年度、行政改革実施計画の進捗状況を公表します。

第 3 行政改革大綱の基本的な考え方

1 行政改革の視点

行政改革は、刻々と変化する社会情勢等の中で、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって取り組む必要があります。

本市では、地方自治の基本原則に立ち返り、限られた経営資源（人材・財源・施設・情報など）を効率的・効果的に活用し、より市民満足度の向上につながる行政改革を推進します。

そのため、第七次の行政改革では、第六次で示した、事務事業の効率化を追求する減量型の「量の改革」と行政サービスの成果（＝市民満足度）を追求する向上型の「質の改革」を引き継ぎながら、職員一人ひとりが常に現状を見直し、改善に取り組む「意識の改革」を中心として、組織的な改革に取り組みます。

○「量の改革」の視点

事務事業の合理化や簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、事務事業の再編・整理を図るなど、行財政の効率化・スリム化に取り組みます。

○「質の改革」の視点

市民ニーズを的確に把握し、市民満足度の向上を目指して、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

○「意識の改革」の視点

サービスを提供する側である職員一人ひとりが、現状の業務の進め方に満足せず、常に改善の意識を持って、行政改革に取り組みます。

2 行政改革大綱の推進項目

行政評価等を活用することで、組織的な「意識の改革」に取り組むとともに、次の推進項目を柱に据え、行政改革を推進していきます。

(1) 地域・市民との協働による行政運営

本市では、「協働のまちづくり推進条例・指針」に基づき、市民、市民活動団体、事業者及び行政それぞれが対等な立場で協力しながらまちづくりを進めています。今後は、これまで以上に行政が中心となって、ボランティアや各種団体が連携できるよう取り組み、引き続き「協働」のあり方の検証や職員の意識向上、新たな分野での協働事業の創出に努めます。

また、地域の福祉力を生かすための「守谷市地域福祉計画」に基づき、地域の助け合い・支え合いを柱とした地域福祉活動を推進するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) 効率的な行政サービスの提供

市が保有する行政情報を積極的に提供し、市民に対する説明責任を果たすことにより、市政の公正性の確保と透明性の向上を図ります。

また、多様化する市民ニーズや新たな行政課題を的確に捉えこれらに対応した行政サービスの提供に努めるとともに、既存の事務事業について不断の見直しを行い、市民の利便性や満足度の向上、効率的・効果的な行政運営に努めます。

(3) 民間活力の活用と適正化

事業の実施に当たっては、民間活力を活用した公民連携による公共サービス導入の可能性を検討するとともに、質の高い行政サービスの提供と行政経費の削減及び効果的な投下のため、既存の事務事業についても、改めて総点検を実施し、引き続き指定管理者制度や民間委託の活用を推

進めます。

一方で、指定管理者制度の導入や民間に委託した事業については、行政が常時モニタリングし、市民ニーズに合致しているかを検証することで、市民ニーズと事業者の実施する事業が乖離することのないよう指導等に努めます。

(4) 財政マネジメントの強化

新たな行政需要には、行政が行うべきか常に確認、選別して的確に対応し、市民の信頼に応える「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立って、的確な財政の見通しとコスト意識の徹底により、一層の財政健全化に努めます。

そのため、経費全般について適宜、見直しを行い、歳出の抑制を図ります。歳入については、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、新たな財源の発掘など自主財源の確保に努めます。

(5) 公有財産の適正管理

今後、人口減少等による行政に対する市民の行政需要や公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と投資額を平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

公共施設やその利用環境を総合的に企画、管理、活用する経営戦略的な視点の導入を図り、施設資産の有効活用及びコスト削減に取り組みます。

(6) 人材育成と組織マネジメントの強化

「守谷市人材育成基本方針」に基づき、研修等を通して職員一人ひとりの能力や意欲の向上、意識改革等に取り組み、市民から信頼される人材の育成を進め、更に機能的で実効性の高い組織の構築と運用に努めます。

また、職員の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に市が率先して取り組み、趣旨を啓発していくことで、市民や事業者にもワーク・ライフ・バランスの考え方が普及するように努めます。